

平成 23 年度独立行政法人日本学生支援機構 評価委員会（第 1 回）議事要旨

1. 日 時 平成 23 年 6 月 16 日（木）15：00～16：10
2. 場 所 日本学生支援機構市谷事務所 4 階 役員会議室
3. 出席者 （委員）佐伯浩（委員長）、石川正興、小川晋、樫見由美子、松本香の各委員
（機構）高塩理事長代理、樫尾理事、月岡理事、山内理事、佐藤監事、藤江
政策企画部長、宮本財務部長、石矢奨学事業本部長、吉田債権管理部
長、金城総合計画課長
4. 議 題 （1）平成 22 年度業務実績に関する項目別評価の評定について
（2）その他

5. 議 事

議事に先立ち、佐伯委員長から委員の出席状況につき報告があった。続いて、高塩理事長代理からあいさつがあった。

（1）平成 22 年度業務実績に関する項目別評価の評定について

政策企画部長より、「平成 22 年度業務実績のポイント」（資料 1）、「平成 22 年度業務実績に関する評価意見書（総論）（案）」（資料 2）及び「平成 22 年度業務実績に関する項目別評価フォーマット（案）」（資料 3）に沿って、業務実績についての説明がなされた後、以下のような質疑応答があった。

（○：委員、●：機構）

- 評価対象の 44 項目中、43 項目が A 評定、1 項目が B 評定となっている。奨学金貸与事業における返還金の回収について、機構は力を入れられているが、B 評定となった項目の中には目標値に少し及ばなかったものもある。経済の状況は必ずしも良くなく、毎年度回収目標を達成するのは難しいと思われる。大学で教育に携わる者として、学生に責任感を持たせるような教育が充分でないことに責任を感じることもあるが、生活保護世帯や核家族世帯の増加などの様々な要因により、奨学金の返還が経済的に困難であると思われる一方、社会的な責任感の欠如の風潮があるのではないかと。
- 回収施策についてはよく行われているが、回収率の実績については違和感がある。当年度分の回収率は 94.7%と大変良いのに、延滞が 1 年を超えると、急に 13%と悪くなっている。延滞 3 年くらいまでは、もう少し回収率が高くて良いのではないかと。就職率の悪化等の原因があるのかもしれないが、今後、目標達成に向けては延滞 3 年以内くらいの層の回収率を向上させていくのが良いのではないかと。もう一点、個人信用情報機関への登録については、延滞の抑止力になるので大変良い施策である。ただ、個人的な意見ではあるが、同意書の提出が貸与の条件となっていない頃の返還者についても登録できるようにすれば、回収率の向上が図られ、また住所不明者に対しても、延滞抑止力があると思われる。5 年以上延滞してしまうと、個人信用情報機関への登録を持ってしても回収は難しくなるといえる。
- 初期延滞債権の回収施策については、①延滞させないこと、②早期に延滞を解消させること、の 2 つの考え方を念頭に行っている。回収率は、割賦毎の延滞年数に基づき算出しており、長期延滞者の回収金は延滞年数の長い割賦から充当され、なかなか延滞 3 年以内の割賦まで届かないため、延滞 3 年以内の回収率が良くない状況となっている。サ

ービサーへの回収委託については、これまでは一定の委託期間経過後は延滞の進行、改善にかかわらず機構に戻され、法的処理や保証機関への代位弁済請求を視野に入れながら、請求書の送付等をしてきたが、現在は延滞12月にならない限りは委託を継続し、延滞12月を超えて、機構に戻ってきた債権については、直ちに法的処理を行うといった継続的な督促と早期の処置により、長期延滞の防止を重視して取り組んでいる。

- 既存の返還者の個人情報情報機関への登録については、同意書の提出が必要となるのでホームページ等で同意書の提出を呼びかけ、様式はダウンロードできるようにしている。過去には同意書の様式を一部の返還者に郵送したが、あまり提出はなかった。
- 自主的な提出を呼びかけるだけでは、返還者にとってメリットがないので、提出を促すのは難しいのではないか。
- 平成22年度から開始した減額返還制度においては、制度適用の条件として同意書の提出を義務づけている。
- それは返還者にとってはメリットがあるので、今後の同意書の提出が期待できる。
- 最近では就職しても3年以内で辞職する人が多い。返還が困難な原因ともなり得るのではないか。
- 新規返還者のうち、初回の10月分の割賦金が振替不能となる者が10分の1くらい発生する。在学時に使用していた口座をリレー口座としたものの就職後には給与振込口座として使わなくなり、この口座に残金がなくなっていることや、返還の準備ができていないことなどが原因と思われ、振替不能通知を発送すると11月、12月には延滞が解消することが多い。延滞になることが他人事ではないと、学校を通して丁寧に指導していきたい。
- 資料2の評価意見書（総論）などについて、文言の修正意見等があれば、委員会終了後でも事務局に連絡頂き、最終的には委員長一任で決定させて頂きたい。

(2) その他

政策企画部長より、「東日本大震災における日本学生支援機構の主な対応」（資料5）、「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業運営の在り方に関する有識者による検証意見まとめ」（資料6）及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（資料7）に沿って、東日本大震災への対応・行政改革の状況についての説明がなされた後、以下のような質疑応答があった。

- 機構は、長期延滞債権を管理する組織でないと考えている。長期延滞債権を切り離して別の組織に移管する等、別の方法を考えないと、延滞債権が増加してだけで、回収は期待できないのではないか。また、普通、融資の際には審査を行うものだが、奨学金の貸与時は無審査であることが現状につながっていると思うが、審査をできないのか。
- 機構の奨学金事業は無担保、無審査であり、また、機構には直接の徴収権がない。例えば国税庁や社会保険庁では、専門官が直接徴収を行えるが、機構は裁判所に徴収を頼むしかできないので、やむを得ない。国税庁と社会保険庁を統合する歳入庁構想というのもあるそうだが、機構の奨学金は大学生の3分の1、大学院生の5分の2が貸与を受け

ている国家的な事業であることを考えれば、仮にそのような組織ができれば、税金、社会保険料とともに、そのような組織で管理される可能性はある。

○仮にそのような仕組みができて、税金の滞納と同様に扱えるようになれば良い。

- 延滞債権の増加に対応するため、平成 16 年度から機関保証制度を導入しており、現在、新規採用者の機関保証の選択率は 47%まで上がっている。機関保証制度加入者の債権は延滞 1 年までは機構で回収するが、延滞 12 月を過ぎると債権が代位弁済され保証機関に移るため、将来的に機構の不良債権を減少させる仕組みの一つと言える。
- 東日本大震災の対応について補足説明をさせて頂きたい。資料 5 では被災地域の返還者に対する督促架電の自粛について記載があるが、振替不能者に対しては通知文書を引き続き送付している。ただし、文面については、返還猶予制度の案内を記載するなど通常の督促文書から変更している。返還者は、振替不能になっている状況を、機構からの通知によって初めて知るというケースも多く、そのような方々を長期延滞させないため、また必要であれば返還猶予を願い出て欲しいとの趣旨である。

最後に、総合計画課長より、「評価関係スケジュール（予定）」に基づき、今後のスケジュールについて説明がなされた。

委員長より、平成 22 年度業務実績に関する評価結果について、理事長代理に報告する旨の発言があり、閉会した。

以上